

第4回鶴岡市民歌制定委員会 会議録

○ 日 時 平成27年9月28日（月） 午後4時～

○ 会 場 鶴岡市役所 5階 502会議室

○ 委員出席者 鶴岡市民歌制定委員会委員 10名

東山昭子委員、柿崎泰裕委員、山田登委員、浅賀千春委員、丸山三喜男委員、成田勇委員、渡部祐子委員、五十嵐光男委員、久保田豊委員、北風加奈委員

○ 市側出席者 鶴岡市民歌制定委員会事務局（総務部総務課）4名

石塚治人総務部長、菅原ゆり総務課長、菅原司総務課長補佐、佐藤典子庶務係長

（午後4時 開会）

1. 開 会

事務局：ただいまから、第4回鶴岡市民歌制定委員会を始めさせていただきます。なお、本日の会議終了時刻は、午後5時を予定しているので協力をお願い申し上げます。協議に入る。協議の進行を委員長にお願いします。

2. 協 議

委員長：それでは次第にしたがって進める。最初に一次選考集計結果について事務局より報告願う。

事務局：まず委員の皆様には、お忙しい中、130を超える数の選考をしていただき、ありがとうございます。皆様から報告いただいた回答の集計をしたのが、「一次選考集計結果」という資料である。

その結果、最も多くの7票を得たのが129番の作品となり、次に多くの6票を得たのが1番の作品だった。5票を得た作品は4編が並び、12番、75番、131番、133番で、4票を得た作品も4編が同票となり、7番、83番、85番、127番だった。続いて、3票を得たのが2編で、31番、81番となり、2票を得た作品は13編が並び、1票を得た作品は、30編が並んだ。

委員全員が10編選ぶと合計120票になるが、9編以下で選ばれた委員もいるので、全部で111票になっている。応募総数133編のうち、委員が選ばれた作品数は、一次選考では55編までに絞られた。

委員長：ただ今の報告について何か質問等ないか。それでは、次の「二次選考について」の

協議に入る。事務局より提案願う。

事務局：さきの選考方法の協議において、次の二次選考に上げる作品数について具体的に何点とは示していなかった。これは、一次選考における得票結果を踏まえながら決めていくという考え方、また、一次選考で選んだ10編に順位をつけて選考していないため、少ない得票数でも委員の強い想いがある作品かもしれないことなどを考慮し、そうした意見交換をしていただきながら決めていきたいという考えがあったことから、本日、委員会を開会させていただいており、ご協議いただきたいと考えている。

事務局としては、目安として20編ぐらいを考えているが、この一次選考の結果から二次選考に上げる作品について、ご協議いただければと思う。

また、前回話題になった類似作品調査についてであるが、前回の委員会での協議を受け、短期間ではあったが、インターネットで検索したり、各自治体の歌が集められた書籍を購入したりして、最大限調べさせていただいた。

本市と同じような合併何周年を記念して市民歌を制定している自治体や、歌詞を公募して制定した自治体などを中心に調べていった。それぞれの自治体の市民歌の歌詞を見ていく中で、すべて同じということではないが、やはり似ているフレーズというのは確かにあった。事務局としては、これが著作権について問題があるという結論には至らなかったもので、二次審査の対象には含めてご検討いただきたいと思う。

委員長：これから二次選考に進めていくわけだが、この一次選考の結果については、それがそのまま作品の点数ではないことを考慮してご協議いただきたいと思う。何か意見を頂戴したいが、いかがか。

委員：自分は10編を選び、その選んだ作品のうち半分は上位に入っていた。一次選考の得票数の上位を二次選考に進めて良いのではないかなあと思う。

ただ、作品を見ていくと、同じ人が書いたと思われる、似たような作品があった。同じ人が何編も出しているということはないか。

事務局：募集要項では、応募点数は一人一作品としているので、応募者の氏名を確認すると、同じ人の氏名で出されているものはない。似ていると思われる作品もあるが、応募上は異なる氏名で応募されている。

委員：家族で出されているものはあったか。

事務局：家族で出されているものはあった。

委員長：ほかに、一次選考をしてご意見ないか。

委員：私は、子供たちが実際に歌うことを想像しながら、作品を読んでいった。子供たちならどんなふうに歌うかなどイメージして選考した。自分の選んだ作品も、ほとんど上位に入っている。私は、上位のほうの何編と絞っていてもいいのではないかと思う。

委員：自分の選んだものは上位に入っているが、得票数が少ない作品の中にも、良い作品がないか精査して、良い作品の見落としがないようにしないといけないのではないかと思う。

委員：私も、子どもが歌うという視点、成人が歌うという視点、あるいは高齢者が歌う視点など、いろいろな方々が歌うという視点で作品を読んでみた。読んでみて感じたのは、全体的に演歌調の歌詞が多かった。応募された方々は高齢者が多かったのか、30代くらいの若い世代が書いたものと感じさせる歌詞が少なかったと感じた。今回の一次選考で10編を選んだことは選んだが、選んだ歌詞でも、やはり、どこかしら課題と思う部分があり、なかなか満点という作品はなかったように感じる。

委員長：応募者の年齢層はどうだったか。

事務局：前回の委員会で報告したとおり、10代から90代まで幅広い応募はあったが、応募総数133件のうち、60代が32件、70代が35件で、合わせて67件となり、60代70代だけで全体のちょうど半分を占めることになる。そのほか、80代で12件、90代が1件あったので、半分以上が60代以上から出されたということになる。

委員長：二次審査に上げる作品数について、事務局からは20編程度という案が出されているが、一次選考結果の4票以上の票を得た10作品までは、まず二次審査の対象としてよいか。

委員：作品を一つひとつ読んでみた。私の選考した作品も上位には入っている。私は2票以上得た作品は選考の対象としてよいと考えている。

委員長：ただ今、2票を得た作品の25編までを二次選考に上げる案が出たが、いかがか。

委員：私も25編という案に異論はなく、そこまでを二次選考の対象として良いと思うが、ただ、次の選考の段階では作品を選ぶだけではなく、1編ずつ内容を見ながら推薦する理由などを議論すべきと思う。例えば、その作品の良い点、あるいは落選した理由などの意見交換が必要になってくるのではないか。

委員長：当初の委員会で、市民歌としてイメージしている言葉を委員それぞれから書いてもらう労力をいただいたように、今回選考する際も、委員それぞれから選考理由を書いてもらうというのもよいと思う。

委員：二次選考までは今までの選考方法でよいと思う。作品を読んでいると、やはり補作が必要と思われる作品もあるので、三次選考の段階では、もう少し踏み込んだステップが必要ではないかと思う。

委員長：やはり作品を見ていると、選んだ歌詞の中にも気になる言葉はあるので、補作は最終的に必要だと思う。また、旧市民歌では「煙突」や「煙」の言葉で、産業の部分の表現があったわけだが、今回応募された作品には、産業や暮らし、ここで働いて暮らしていくという部分が少なかった。そういった歌詞もほしいと感じた。ほかに意見ないか。

委員：私は、一次選考で7編を選んだが、そのうち5編が上位に入っていた。全体的に素晴らしい作品が多いと思った。

二次選考の作品については、2票以上の25編という意見もあるが、25編では少し多いのではないかと思う。私は3票以上得た作品の12編を二次審査の対象

にして議論するほうが、意見がより深まるのではないかと思う。

委員：1票を得た作品まで議論していたらキリがない。私は、3票を得た作品の12編か、4票を得た10編までのどちらかだと思う。

委員長：ただ今、得票数が1票だけという作品は二次選考から外すという意見があったが、そこは外してもよいか。そうすると、二次審査の対象とする数は、4票を得た10編までという案と、3票を得た12編までという案と、2票を得た25編までという案の3案が出ている。

委員：私も一つひとつ133編全部読ませていただいた。家族が寝静まってから、夜、歌詞を実際に声に出して見て選考した。いい作品と思ったものには付箋を貼っていき、その中から消去法で選考していった。一度は付箋を外してみたが、考え方によっては付箋を外した作品も、例えばミスチルの桜井さんならこういった歌詞もいいのではないかとか、それぞれ応募者がいろいろな考えがあって書いていると思うと、外した付箋を付け直したりして、貼ったり外したりを繰り返しながら選考した。こんなふうには一次は選考したが、二次選考はやっぱ25編から選ぶとなると大変だと思うので、12編くらいから選ぶのがよいのではないかと思う。

委員長：例えば、こういう作品などは若い人の感覚のように感じた。二次審査に上げる作品を12編までという案が出たが、いかがか。

委員：上位12編までにしてしまうと、同じような歌詞だけが残ってしまい、市民歌の選択肢の幅が狭まってしまうと思う。これを25編まで対象を広げると、さまざまな作品があり、どんな市民歌にするか選択に広がりを持たせられると思う。25編で、もう一度考えてみてはどうかと思う。

委員：私も、今の意見に同感で、応募してくれた方々の市民歌に対するいろいろな想いがあると思うので、25編までを二次選考の対象にしてよいのではないかと思う。

委員長：25編までという案が再度出たが、さきほどの3案のうち、委員の挙手で決めたほうがよいか。二次選考においても、幅広く選考してみてもよいのではないかとも思うがいかがか。

委員：委員それぞれが、まず一次選考をしてみて、このような結果が出て、二次選考の対象についても今いろいろ意見が出されたわけだが、当初の予定では、次に3編を選んだ後、最優秀作品まで決める予定になっているが、二次選考も幅広い対象から選考して、もうワンクッションの選考過程があってもよいのではないか。委員それぞれが選んだ想いもあるだろうから、もう一度ふるいにかけてみる必要があるのではないか。

事務局：事務局としても、点数、得票数だけですべて決めていくという考え方は持っていない。選考によって選択の幅を狭めていくというものでもない。選考にあたって委員の皆さんからさまざまご議論いただいて、委員の総意としてご意見がまとまって決まるのが一番いいと思っているので、もう一段階の選考過程が必要であれば、そういった場があってもいいと考えている。

委員長：それでは、次は25編の中から、3編を選ぶことにするか。

委員：25編から選ぶのはいい。ただ、10編くらいからの選考であれば3編でよいと

思うが、25編から選ぶのであれば、5編くらい選んでもよいと思う。

委員長：それでは、次は5編を選ぶこととし、その5編をそれぞれ選考した理由などを一行でもいいから書いてもらって選考したほうがよいのでないか。

私は一次選考の際に、133編全部にそれぞれの歌詞への感じたことをメモして行って選考した。

歌詞を応募されてきた方も相当いろいろ考えて、想いのこもった大作を出してきているのだから、選考する委員も、二次選考では選んだ歌詞に対する想いを記載することなどで、応募者の想いに応えてもいいのでないか。

事務局：それでは、二次選考の方法についてであるが、まず、二次選考に上げる作品は、2票を得た25編までとし、その中から5編を選ぶこととする。その5編は、優劣の順位をつけて選ぶか。順位はつけずに選ぶか。

委員：順位は、まだつけずに選んでいい。

事務局：それでは5編を選ぶ際は、順位はつけずに選んでもらう。

ここで、事務局から報告があるが、前回の市民歌制定委員会の会議録をご覧になった方からお電話を頂戴した。その内容は、一次選考の際に、歌詞だけで審査していたようだが、応募者に歌詞への想いも記載させているのだから、その想いを審査する側にも与えて審査させるべきでないかというご意見だった。難しい言葉の意味を説明するのではなく、簡単な言葉でも歌詞にどうしてその言葉を使ったか、どういう考えでこうした歌詞にしているかなども記載しているから、そうした想いも含めて審査してほしいとのことであった。

委員長：事務局にこうしたお電話を頂戴したようだが、次の選考では歌詞への想いを見て審査したほうがいいのか。想いを伏せて審査したほうがよいか。

委員：歌詞への想いは、二次選考の段階では、まだなくてもよいと思う。

委員：同感である。やはり歌詞だけで審査したほうがよいと思う。

委員長：それでは、歌詞への想いはなしで、歌詞だけで選考してもらうことでよろしいか。

委員：異議なし

事務局：それでは再度確認するが、二次選考は、上位から25編までを対象とし、一次選考と同様に歌詞だけで選考し、その中から順位をつけずに5編を選んでもらう。その選んだ歌詞に対する評価なども書いて報告をもらうということで、よろしいか。

委員：この二次選考の報告期限は、いつまでか。

事務局：当初は10月5日（月）としていたが、第4回委員会の日程がずれた経緯もあるので、6日（火）までと変更してお願いしたい。

委員：二次報告の用紙は、本日配付されるのか。

事務局：二次報告の用紙は後日郵送させていただくが、歌詞については、上位25作品をお持ち帰りいただき、早速審査を始めていただければと思う。

委員長：本日の協議は、ここまでであるので、進行を事務局に移す。

事務局：熱心なご協議ありがとうございました。ここで、次回の委員会の開始時間について訂正がある。前回、誤った開始時間を申し上げてしまったので、会場も含めて

再度日程調整をして、改めて案内通知を出させてもらうので、よろしくお願います。以上で、第5回鶴岡市民歌制定委員会を終了する。

(午後5時終了)